◎まちづくり

町議会

議会の役割・構成

▶議会事務局

☎IP53-2321

私たちの月形町をより豊かで住みよい、魅力あるまちにするためには、みんなで話し合い決めたことを実行していかなければなりません。しかし、町民全員で集まって話し合うことは難しいですから、皆さんの声を町政に反映させるために町民の代表者として選挙で選ばれた議員が話し合い、町の予算や条例などの基本的事項や重要事項などを決めるための機関として町議会が設けられています。

議員の定数は、地方自治法により条例で定めることになっており、月形町では8人と定められています。

議会のしくみと運営

▶議会事務局

☎IP53-2321

町議会には、「定例会」と「臨時会」があります。定例会は、毎年3月、6月、9月、12月の4回 開催され、臨時会は、緊急に議会の議決を必要とする事項が発生した場合など必要に応じて開催され ます。

町議会で扱う議案や請願などは、数も多く、内容も幅広い分野にわたっています。それらを専門的かつ効率的に審査するため、町議会には本議会とは別に委員会が設置されています。

《常任委員会》

常に設置されている委員会で、本町は「まちづくり常任委員会」の1常任委員会となっています。 《特別委員会》

特定の内容について、深く審査するため必要に応じて設置されます。主な特別委員会としては、 予算特別委員会(3月定例会)、決算特別委員会(9月定例会)があります。

《議会運営委員会》

議会運営を円滑に行うため、また、議長の諮問機関として設置されています。本会議などの日程および提出された議案や請願・陳情などの審議方法について協議します。

議会の傍聴

▶議会事務局

☎IP53-2321

本会議は、一般に公開していますので、傍聴人受付票に氏名、住所を記入するだけで、どなたでも 傍聴できます。

また、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会も同様の手続きで傍聴することができます。

本会議の生中継放映

▶議会事務局

☎IP53-2321

本会議の開会中は、生中継放映を役場庁舎内にあるテレビで行っていますので、本会議の様子を 視聴することができます。

選挙

選挙人名簿

▶選挙管理委員会事務局 ☎IP53-2321

選挙人名簿は、正しい選挙を円滑に行うために選挙権を持つ人を登録するものです。

登録されるには、満18歳以上の日本国民で住民票が作成された日(転入者は転入の届出をした日)から引き続き3カ月以上、住民基本台帳に記録されていることが要件になります。実際に投票するためには、選挙人名簿に登録されていることが必要です。

投票

▶選挙管理委員会事務局 ☎IP53-2321

投票は、投票日当日に指定された投票所で自書により投票するのが原則です。

ただし、投票日に仕事などで投票できない方は、公示(告示)の翌日から投票日の前日まで、期日前投票所で投票ができます。

投票所では、自書できない方、目の不自由な方は代理投票ができますので、係員にお伝えください。 また、指定された病院や施設などに入院(入所)している方は、その病院や施設内で不在者投票が、 体に重度の障がいがあり、所定の要件に該当する方は在宅のまま郵便などによる不在者投票ができま す(事前に登録などの手続きが必要)。